当事務所はあなた様のお力になります！

行政書士は

官公署に提出する書類などの作成及び提出代理、書類作成の相談に応ずる許認可手続きのエキスパートです。皆様の身近なよき相談相手として、お気軽にお尋ねください。

運送業・自動車関係の手続き

貨物自動車運送事業を始める	軽トラックで運送事業を始める	庸車を使った運送事業を始める	ﾅﾝﾊﾞｰのない車両の運行を業とする
貨物自動車運送事業許可	貨物軽自動車運送事業開始届	利用運送事業登録	回送運行許可

※運送業関係は関東運輸局管内の手続きをお受けできます。

その他の許認可等

建設業を始める	不動産業を始める	産業廃棄物の収集運搬業を始める	古物の売買を行う	倉庫業を始める	会社をつくりたい
建設業許可	宅地建物取引業免許	産業廃棄物処理業許可	古物営業許可	倉庫業登録	株式会社新規設立

許可取得後の各種手続き

運送業；　事業実績報告、事業報告(旧；営業報告)、営業所追加認可、営業所・車庫移転認可
役員変更届、増減車申請、運行管理者等変更届　他

建設業；　更新・業種追加、決算報告、経営事項審査、本店・営業所変更届
経営業務管理責任者・専任技術者変更届、役員変更届　他

その他業種の許認可取得後の各種手続きもお受けいたします。

社会保険労務士は

労働社会保険関係(労災保険・雇用保険・健康保険・厚生年金等)および人事・労務管理の専門家であり、企業経営の四要素（人・金・物・情報）のうち『人』に関するエキスパートです。

１．労働・社会保険の事務手続

新規加入手続
被保険者資格取得手続
被保険者資格喪失手続
各種変更手続
年度更新手続（保険料概算確定申告等）
算定基礎届、月額変更届
賞与届

２．諸規程の作成・届出等

就業規則
　就業規則の作成・変更
　付属規程の作成
賃金台帳の作成や労使協定の事務手続
　賃金台帳・労働者名簿作成
　三六協定（時間外・休日労働協定）

３．その他

労働者派遣業の申請
給与計算事務（給与・賞与・年末調整）

行政書士・社会保険労務士には『守秘義務』がありますので安心してご相談ください

古川行政労務事務所

（行政書士・社会保険労務士事務所）

〒259-1104 神奈川県伊勢原市坪ノ内４０－３
電話　０４６３－９５－７９９０
E-Mail ： shin.furukawa@nifty.com

営業時間
月～金　９：００～１８：００
ご要望があれば時間外に
お伺いすることも出来ます

ホームページもご覧ください　→　『古川行政労務事務所』で検索